

貨物利用運送事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法に基づく事業につき、下記の通り掲示する。

一、事業の種別

第一種貨物利用運送事業（以下、【第一種】）

第二種貨物利用運送事業（以下、【第二種】）

二、登録している若しくは許可を受けている輸送モード

【第一種】 貨物自動車運送、内航海運

【第二種】 外航海運、内航海運、鉄道貨物運送

三、運賃及び料金

【第一種】 及び 【第二種】

消費者を対象としないため省略

四、利用運送の区域または区間

【第一種】

（貨物自動車運送） 全国

（内航海運） 全国各港間

【第二種】

（外航海運）

国内	東京、横浜、大阪、神戸、その他
海外	北米地域、南米地域、ヨーロッパ地域、アジア地域、アフリカ地域 オセアニア地域、その他

(内航海運) 全国各港間

(鉄道貨物運送)

拠点駅	札幌貨物ターミナル駅、東京貨物ターミナル駅、隅田川駅、川崎貨物駅、横浜羽沢駅、横浜本牧駅、梶ヶ谷貨物ターミナル駅、相模貨物駅、新座貨物ターミナル駅、越谷貨物ターミナル駅、熊谷貨物ターミナル駅、倉賀野駅、宇都宮貨物ターミナル駅、土浦駅、新潟貨物ターミナル駅、南長岡駅、黒井駅、大阪貨物ターミナル駅、安治川口駅、吹田貨物ターミナル駅、百済貨物ターミナル駅、下関駅、北九州貨物ターミナル駅、福岡貨物ターミナル駅
仕向駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

五、業務の範囲

【第一種】

(貨物自動車運送) 一般事業

(内航海運) 一般事業

【第二種】

(外航海運) 一般事業

(内航海運) 一般事業

(鉄道貨物運送) 一般事業 (コンテナ輸送)

六、集配の拠点

【第二種】

(外航海運)

仕立地	釜石、仙台塩竈、常陸那珂、鹿島、千葉、東京、川崎、横浜、清水、名古屋、四日市、新潟、富山、金沢、大阪、神戸、水島、広島、下関、門司、博多、長崎、細島
仕向地	省略

(内航海運)

仕立地	東京、横浜、大阪、神戸、広島、門司、博多
仕向地	東京、横浜、千葉、大阪、神戸、下松、今治、小漕、肥前大島

(鉄道貨物運送)

拠点駅	札幌貨物ターミナル駅、東京貨物ターミナル駅、隅田川駅、川崎貨物駅、横浜羽沢駅、横浜本牧駅、梶ヶ谷貨物ターミナル駅、相模貨物駅、新座貨物ターミナル駅、越谷貨物ターミナル駅、熊谷貨物ターミナル駅、倉賀野駅、宇都宮貨物ターミナル駅、土浦駅、新潟貨物ターミナル駅、南長岡駅、黒井駅、大阪貨物ターミナル駅、安治川口駅、吹田貨物ターミナル駅、百済貨物ターミナル駅、下関駅、北九州貨物ターミナル駅、福岡貨物ターミナル駅
仕向駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

以 上